【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社中村超硬
【英訳名】	ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＣＨＯＵＫＯＵ　ＣＯ.，　ＬＴＤ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　井上　誠
【本店の所在の場所】	大阪府堺市西区鶴田町27番27号
【電話番号】	072-274-0007（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　管理本部長　田植　啓之
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市西区鶴田町27番27号
【電話番号】	072-274-0007（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　管理本部長　田植　啓之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．当該事象の発生年月日

2026年８月10日

２．当該事象の内容

当社及び当社子会社が取得した基幹システムソフトウェア、事務機器等について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理を行いました。

また、既にお知らせしている通り、当社と江蘇三超社との国際仲裁手続きをすすめるにあたり、当社が仲裁における当社代理人である弁護士に対し支払った報酬を訴訟関連費用として特別損失に計上いたしました。

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2027年３月期中間連結会計期間において、減損損失として10 百万円、訴訟関連費用として19百万円を特別損失に計上いたしました。